

【脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）施設基準について】

当院は、厚生労働大臣が定める「脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）」の施設基準を満たしており、しかるべき届出を済ませた医療機関として、適切なリハビリテーションを提供できる体制を整えています。

脳血管疾患などにより日常生活に支障をきたした患者様に対し、医師の診察および指示のもと、個々の症例に応じた日常生活動作訓練や機能回復訓練等を行います。

※リハビリテーションの実施にあたっては、定期的な機能評価を行い、リハビリテーション総合実施計画書を作成・算定いたします。また、厚生労働省の規定に基づき、1日あたりの算定上限単位数や総算定上限日数（標準的算定日数）などが定められています。

大崎クリニック
院長 松本 啓成